

住宅セーフティネット法の概要

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
(公布・施行: 平成 19 年 7 月 6 日)

国・地方公共団体の責務【第3条、第7条】

- 賃貸住宅の供給の促進を図るための必要な施策の実施
- 賃貸住宅に関する情報提供・相談の実施に関する施策

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、
障害者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針【第4条】 …国が策定

- ・賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向
- ・公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的事項
- ・民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的事項
- ・その他賃貸住宅の供給の促進に関する重要事項

○地方公共団体への情報提供等の支援【第12条】

公的賃貸住宅の供給の促進【第5条】

【国・地方公共団体】 住宅確保要配慮者の事情を勘案、既存ストックの有効活用を図りつつ、適切な供給の促進

【公的賃貸住宅の管理者】 入居者の選考にあたり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮

民間賃貸住宅への円滑な入居の促進【第6条】

【国・地方公共団体】 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人に対する支援等の施策

【民間賃貸住宅の賃貸事業者】 国・地方公共団体が講ずる施策への協力

<地域住宅計画への記載>【第9条】(地方公共団体)

- 住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項等を記載

<居住支援協議会の設立>【第10条】

- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人への情報提供等の必要な措置を協議

他施策等との連携【第8条】

地域住宅協議会

自立支援協議会

医療・介護・子育て
福祉施策 他

連携

地方公共団体 宅地建物取引業者
賃貸住宅管理事業者 居住支援団体 など

※公的賃貸住宅: 公営住宅、地域優良賃貸住宅(特優賃、高優賃)、都市再生機構賃貸住宅、地方住宅供給公社賃貸住宅等